

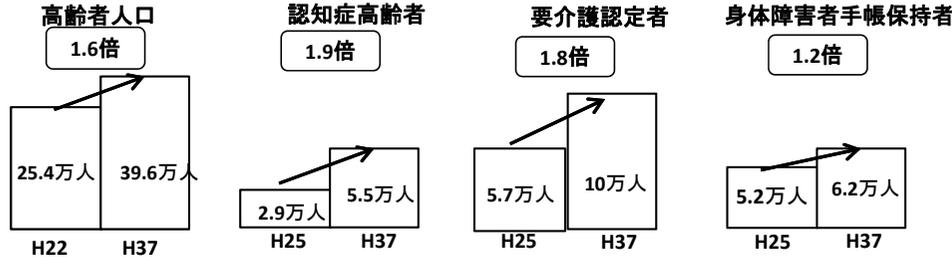
総論の骨子

福岡市保健福祉総合計画策定の趣旨

超高齢社会を迎えるにあたり、「持続可能で生活の質の高いまち」を構築し、また、「10年後の将来に向けたあるべき姿」を達成するため、今後の道筋を示すもの

- 基本理念:市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり
- 計画期間:平成28年度～平成32年度

1. 福岡市が迎える主な社会構造の変化



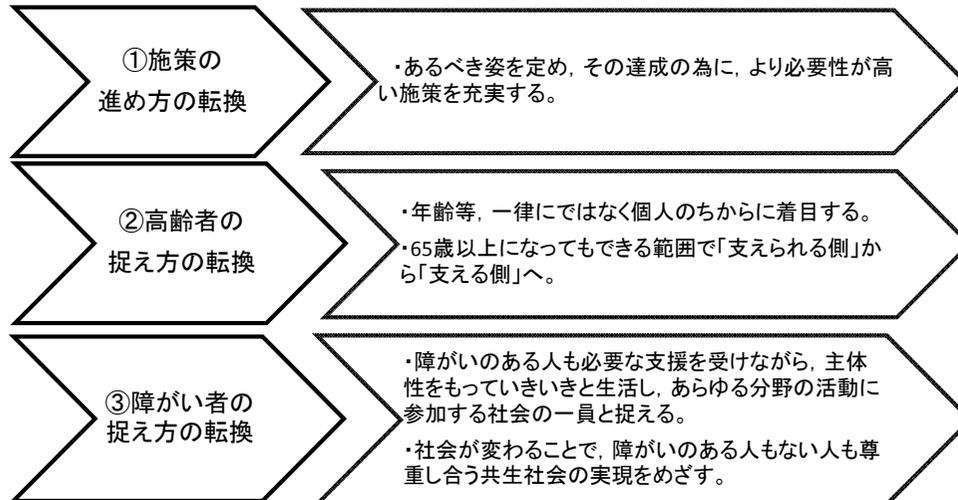
2. 10年後のあるべき姿(2025年を見据えた目標像)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、病気になったり介護が必要になっても、地域において、医療や介護、生活支援などが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現に取り組むとともに、本計画を実行することでめざす姿を「10年後のあるべき姿」として掲げる。

- ①生涯現役社会
 - ・健康寿命の延伸に取り組み、高齢になっても地域で活躍できる社会
- ②「地域の力」・「民間の力」が引き出される社会
 - ・地域課題の解決に向けて、地域・民間企業がそれぞれの特色を生かし、社会貢献を行う社会
- ③福祉におけるアジアのモデルとなる社会
 - ・支援が必要な誰もが安心して暮らしていける社会づくりを進め、アジアの国々のモデルとなる社会

3. 政策転換(新たな発想による政策の推進)

超高齢社会の到来に備え、10年後のあるべき姿を明確化し、その実現に向けた推進施策の方向性を定め、「選択と集中」によって、市民にとって必要度の高い施策へと転換を図るもの。



4. 施策の方向性と推進施策

政策転換により、本計画で取り組む「施策の方向性」を定め、代表的な施策を「推進施策」として掲げる。

施策の方向性

- ①自立の促進と支援
 - 社会参加活動や健康づくり活動などに取り組めるように、社会全体で支援する
- ②地域で生活できる仕組みづくり
 - 住民同士が助け合い・支え合い活動に参画できる仕組みづくりを進める
- ③安全・安心のための社会環境整備
 - バリアフリー化の推進など、安全・安心な生活を送るための社会環境を整備する

推進施策

- ①社会参加活動の支援
- ②健康づくり・介護予防
- ③相談体制の充実と自立の支援
- ④差別解消
- ⑤権利擁護
- ⑥地域での支え合い
- ⑦認知症への対応
- ⑧障がい特性等に配慮した総合的な支援
- ⑨人材育成
- ⑩公共施設・公共交通機関の整備
- ⑪誰もが住みやすい居住環境の整備
- ⑫ICT(情報通信技術)等の利活用
- ⑬医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上
- ⑭持続可能な社会保障制度の維持

5. 成果指標

計画全体を一体的に評価していくため、総論の成果指標を設けるとともに、それを上位概念とする各論の成果指標を分野別計画に定める。
 なお、進行管理は成果に係る数値データを示し、効果的・効率的な改善につながる評価を行う。

施策の方向性	成果指標(上位概念)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
自立の支援と促進	健康寿命の延伸	男性 70.38歳 女性 71.93歳 (平成22年度)	1歳以上延伸
地域で生活できる仕組みづくり	地域での暮らしやすさ (高齢者:地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合) (障がい者:障がいのある人が暮らしやすいまちだと感じている市民の割合)	高齢者 37.3% 障がい者 34.3%	高齢者 58% 障がい者 57%
安全・安心のための社会環境整備	安全・安心のための社会環境整備ができていると感じている市民の割合	新設のため現状値なし (平成28年度調査)	上昇

各論(健康・医療分野)の骨子

基本理念

健康は、すべての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、心豊かに自分らしい生活を続けるために、最も優先される

物質的な豊かさを求める時代から、心の豊かさやゆとり・活力を求める時代へと大きく転換し、心身ともに健康づくりを強く意識した生活がますます重要視されてきている

平均寿命の延伸以上に健康寿命を延ばしていくことは、個人の生活の質の低下を防止するとともに、社会的負担を軽減する上でも重要である

高齢期を迎える前からの健康づくりを重点的に実施するなど、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進していく必要がある

人の生命・身体に関わる医療・保健衛生等の分野は、市民の健康維持に大きな役割を果たすことから、誰もが必要となるときに安心して医療や介護が受けられるような環境づくりを進めるとともに、感染症や食中毒等から市民を守り、より健康で安全な暮らしの実現を進める必要がある



超高齢社会を迎えるにあたって、すべての市民が早い段階から積極的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図るとともに、家庭や地域で自分らしい生活を安心して送ることができる社会、及び子どもから高齢者までが健康で安全・安心な暮らしを享受できる社会の形成を目指す

基本目標1:健康づくりの推進

【現状と課題】

- 悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が主要な死因
- 認知症高齢者数は、平成37年には平成25年の1.9倍(約5万5千人)になると予測
- 女性の要介護状態になった原因の3割がロコモティブシンドローム
- 医療費(国保・後期高齢)の約4割が生活習慣病
- 若い頃からライフステージに応じた適切な運動・栄養・休養などの生活習慣の実践が必要
- 心の健康づくり及び自殺対策の取り組みが必要
- 地域や小規模事業所での健康づくりが重要
- 行政、企業、大学、NPO、市民団体、医療機関等が連携した社会全体での健康づくりの支援が重要
- がん患者やがん患者会への支援が重要

【施策の方向性】

- 健康日本21福岡市計画等に基づき、食事、運動、喫煙、歯・口腔などの**生活習慣の改善による市民の健康寿命を延伸**
- 家庭・職場など、暮らしや**ライフスタイルの違いによって生じる健康づくりの差に配慮した取組み**を推進
- 乳幼児期から高齢期までの**ライフステージに応じた健康づくり**や心の健康づくりの取組みを推進

【施策】

- (1-1) 超高齢社会に対応する健康づくりの推進
- (1-2) 生活習慣病対策・重症化予防対策の推進
- (1-3) 女性の健康づくりの推進
- (1-4) 次世代の健康づくりの推進
- (1-5) 心の健康づくりの推進
- (1-6) 地域や職場などでの健康づくりの推進
- (1-7) 健康づくり支援の仕組みと環境づくり

基本目標2:医療環境の整備

【現状と課題】

- 8割以上が病院で亡くなっているが、自宅で最期を迎えたいと望む高齢者が多数
- 認知症高齢者の増加
- 国の難病対策の見直しを踏まえた体制づくりが必要
- 急患・災害時医療体制の強化が必要
- 外国人への医療提供に言葉による壁が存在

【施策の方向性】

- 今後の**高齢者人口の増加などに伴う認知症**や急性期から回復期までの幅広い医療需要の**増加への対応**、外国人に対応できる医療の提供など、様々なニーズに応じた医療環境の充実

【施策】

- (2-1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2-2) 認知症医療提供体制の整備
- (2-3) 難病対策の推進
- (2-4) 急患・災害時医療体制の充実
- (2-5) 市立病院等の充実
- (2-6) 医療安全等対策の推進
- (2-7) 医療の国際化の推進

基本目標3:健康で安全な暮らしの確保

【現状と課題】

- 各種感染症予防等のため、適切な措置と継続的な情報提供が必要
- 学童期対象の定期接種率はやや低い状況
- 複雑化する予防接種制度
- 結核罹患率の減少傾向が鈍化
- エイズ・肝炎の早期発見・早期治療が重要
- 国際化に伴う健康危機管理体制の充実が必要
- 薬物乱用による犯罪等が社会問題
- 食の安全をめぐる国内外の問題
- 環境衛生水準の維持・向上が重要
- 犬猫の安易な飼育放棄問題

【施策の方向性】

- 新型インフルエンザなど感染症の脅威や危険ドラッグの乱用、あるいは食の安全などの様々な問題から市民を守り、健康で安全な暮らしを確保

【施策】

- (3-1) 感染症対策の推進
- (3-2) 薬物乱用及び薬物等の依存症対策の推進
- (3-3) 食の安全安心の確保
- (3-4) 環境衛生の推進
- (3-5) 動物の愛護・適正飼育の推進

各論(地域分野)の骨子

基本理念

超高齢社会を迎え、地域では生活上の課題が一層多様化し拡大、新たな課題も発生

福岡市は、都心部、郊外部、農漁村部など、**地域によって人口構成や生活の利便性、社会資源は大きく異なり、多様な姿をみせている**

地域に住む住民一人ひとりが、**地域社会の一員として**、地域福祉のことを考え、課題を発見し、解決に向けて自ら取り組むことが基本

地域の特性に応じた支え合い・助け合い活動が、様々なエリアで効果的に展開され、様々な世代の住民、地域団体や企業、ボランティア、NPO等、**多様な主体が積極的に参加**することが求められる



住み慣れた地域の中で、誰もが、自分らしく日常生活を送ることができるように、住民参加と自治を基盤とし、様々な主体が地域を構成する一員として相互に連携し、支え合う福祉コミュニティを実現する

基本目標1:地域の絆づくり

【現状と課題】

- 日常生活圏域が多数存在、異なる地域特性
⇒地域の特性に応じたコミュニティ支援策が必要
- 転入・転出が多い⇒顔の見える関係づくりが困難
- 地域活動へ気軽に参加できるきっかけづくりが必要
- 住民自らが課題を考え、目指すべき方向を確認し合うことが重要

【施策の方向性】

- 小さなコミュニティを大切に、見守りや防災といった支え合い・助け合い活動に繋がるような、**住民相互の顔の見える関係づくり**
- 多くの住民が気軽に立ち寄り、交流できる「場づくり」**
- 地域の福祉課題を知り、住民の協働により取り組む地域福祉活動を確認し合う場を設け、結果をプランとして「見える化」

【施策】

- (1-1) 絆づくりの推進
- (1-2) 校区・地区の目標づくりへの支援

基本目標2:活動団体への支援と連携

【現状と課題】

- 地域では、孤立死やごみ屋敷、生活困窮者の増加など様々な問題が拡大
⇒社協のより一層の活躍が求められる
- 多様化・増大する問題への対応のため、民生委員の業務は増加し、なり手も不足
- 今後予想される支え手不足に対応するため様々な団体の地域福祉活動への参画促進が求められる

【施策の方向性】

- 社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して地域福祉を推進
- 民生委員の活動を支援するとともに、負担軽減等の支援策を検討
- 社会福祉法人、ボランティアグループ、NPO、企業、大学等の地域福祉活動への参画を促進

【施策】

- (2-1) 社会福祉協議会への支援と連携
- (2-2) 民生委員への支援と連携
- (2-3) 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

基本目標3:支え合い・助け合い活動の推進

【現状と課題】

- 約8割の自治会・町内会でネットワークが組織化
- ふれあいサロンは月1回以上定期的に開催
- 生活支援サービスについて、民間ビジネスの活用が必要となってきている
- 元気高齢者が今後増加
⇒元気なうちは支える側へ、担い手に
- 支え手の負担軽減のため、ICT進歩を積極的に活用していくことが必要

【施策の方向性】

- ふれあいネットワークやふれあいサロンを拡充するとともに、より効果的な実施にむけた支援策を検討**
- 平常時の見守り活動と連動した災害時の助け合いの仕組みづくり
- 元気な高齢者が活躍する新たな生活支援サービスの創出を支援
- 見守り活動などへの**ICTの利活用**

【施策】

- (3-1) 見守りと助け合い活動の推進
- (3-2) 災害時に備えた見守りの仕組みづくり
- (3-3) 新たな生活支援サービスの創出
- (3-4) ICT(情報通信技術)の利活用

基本目標4:人づくりと拠点づくり

【現状と課題】

- 地域福祉の主体を形成する基盤は福祉教育
- 様々な形態で活動する市民の増加が、課題解決や福祉コミュニティの実現に有用
- ボランティアセンターの機能強化が必要
- 公民館には、地域コミュニティ支援の中心的な役割が求められる
- 地域活動の拠点や交流の場を望む声が多い

【施策の方向性】

- あらゆる機会を通して福祉教育を推進
- 元気高齢者や若者など新たな人材の発掘や育成、人材のスキルアップ
- ボランティアの活動やNPO活動の拡充にむけた、ボランティアセンターの活性化及びNPO・ボランティアセンターとの連携
- 住民の暮らしに身近な場所での地域福祉活動の拠点づくり

【施策】

- (4-1) 福祉意識の醸成
- (4-2) 支え手づくりの推進
- (4-3) ボランティア・NPO活動の充実
- (4-4) 地域の活動拠点づくり

基本目標5:自立した生活のための環境づくり

【現状と課題】

- サービスの情報は、年代や個人によって様々
- 成年後見申立件数の増加
- 生活困窮者の多くは、社会的に孤立しがち
- 地域には、年齢、性別、障がいの有無や国籍の違いなど様々な住民が生活している
⇒誰にでも快適な環境づくりが必要

【施策の方向性】

- 情報入手の方法が誰にでも分かりやすく、様々な媒体により情報提供される仕組みづくり
- 権利擁護体制の充実
- 生活困窮者の状態に応じた包括的・継続的な支援等、支援対象者の自立の促進
- ユニバーサルデザインの理念による地域づくり**

【施策】

- (5-1) 情報提供と相談の仕組みづくり
- (5-2) 権利擁護体制の充実
- (5-3) 生活困窮者への相談支援体制の充実
- (5-4) ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

各論(高齢者分野)の骨子

基本理念

これから迎える超高齢社会では、高齢者が数の上で大きな割合を占め、**社会の中で重要な役割を担っていくことが期待される**

心身ともに元気な高齢者が、生きがいのある毎を送り、健康を維持していくためには、**意欲や能力に応じて社会の中で活躍**できる仕組みや環境を作っていくことが必要

介護や医療が必要になった場合には、**できるだけ長く在宅で暮らし続ける**ことができるよう、切れ目のないサービス提供の仕組みが必要

新たな仕組みを実現し、持続可能なものとするためには、高齢者の方々が少数で若者や壮年層が多かった時代の制度や考え方では、対応できない



高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍ことができ、**介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会を実現**する

基本目標1：いきいきとしたシニアライフの実現

【現状と課題】

- 平均寿命が延伸(人生90年時代)
- 積極的な外出は介護予防・認知症予防に繋がる
- 生きがい・就労など新しい働き方の開発が必要
- 支え手不足や後継者不足
→社会の様々な場面において、高齢者の活躍への期待が高まる

【施策の方向性】

- 「居場所」と「出番」づくり、社会参加活動を支援
- 就業分野についての取組みを推進
- 老人福祉センターについて、人生90年時代に対応した内容に向けて見直し
- 「支える側」として活躍する人を応援する持続可能な制度や仕組みの創設に向け、既存施策の再構築

【施策】

- (1-1)社会参加活動の促進
- (1-2)就業を通じた生きがいづくりの支援
- (1-3)活動の拠点づくり

基本目標2：安心して暮らせるための生活基盤づくり

【現状と課題】

- 高齢者の住まいへのニーズが多様化
- 住まいのバリアフリー化の推進が必要
- 民間賃貸住宅の割合(高)⇒入居支援が必要
- 移動支援・買い物支援が必要
- 民間事業者の進出やICT機器の発達
- 単身世帯が全世帯の半数以上を占める
→住民同士の支え合い・助け合いが重要

【施策の方向性】

- 高齢者の状況やニーズ等に応じた住まいを確保
- 移動支援・買い物支援策の検討**
- 民間事業者の進出や各種技術の進展などを踏まえた効果的・効率的な事業実施
- 地域ぐるみの支え合いの仕組みを作るとともに、これまでの「配る福祉」から「支える福祉」に向け、施策の再構築

【施策】

- (2-1)住まいの確保
- (2-2)移動支援と買い物支援
- (2-3)支え合う地域づくり
- (2-4)在宅生活支援施策の充実

基本目標3：認知症施策の推進

【現状と課題】

- 高齢者の約7人に1人が認知症(推計)
- 誰もが認知症についての正しい知識と理解を持つことが必要
- 早期診断につなげる体制の構築が必要
- 本人主体の介護を行える人材の育成が必要
- 介護者の負担を軽減する取組みが必要
- 若年性認知症の人には、高齢者とは異なる視点での支援が必要

【施策の方向性】

- できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、**認知症への理解を深める取組みを進めるとともに**、本人やその家族に対する支援の充実
- 医療・介護の専門職の認知症対応力の向上を図るほか、**認知症の人が初期段階で適切な診断**を受け、認知症の状態に応じた適時・適切なサービスを受けられる体制整備

【施策】

- (3-1)認知症に関する啓発の推進
- (3-2)適切な医療・介護サービスの提供
- (3-3)介護する人への支援の充実

基本目標4：介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

【現状と課題】

- 生活支援の必要性が高まっている
- 高齢者の多くは住み慣れた住宅での生活を希望
- 多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠
- 介護予防・生活支援・社会参加が融合した取組みが必要
- 介護人材の確保はますます重要になっている

【施策の方向性】

- 生活支援サービスについて担い手の養成や開発**など提供体制を整備
- 介護予防の普及・啓発**
- 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスへシフト
- 事業者への指導の実施、介護人材の資質向上
- 介護人材確保の支援**、介護サービス情報の提供

【施策】

- (4-1)介護予防と生活支援サービスの充実強化
- (4-2)地域密着型サービスの整備
- (4-3)施設・居住系サービスの整備
- (4-4)介護人材の確保

基本目標5：高齢者総合支援体制づくり

【現状と課題】

- ワンストップで相談に応じるいきいきセンターふくおか役が重要
- 日常生活圏域が多数存在、異なる地域特性⇒地域の特性に応じた支える仕組みが必要
- 科学的根拠に基づく介護予防事業が必要
- 多職種連携や、切れ目のないサービス提供が必要

【施策の方向性】

- 「**いきいきセンターふくおか**」や各種総合相談機能の充実・強化
- 「地域ケア会議」を設置し、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を重層的に推進
- ICT利活用**による、在宅サービスにおける**多職種連携**の推進、科学的根拠に基づいた施策を推進

【施策】

- (5-1)地域包括支援センターと各種相談機能の充実
- (5-2)地域ケア会議の推進
- (5-3)ICT(情報通信技術)等の利活用

各論(障がい者分野)の骨子

基本理念

これから超高齢社会を迎えるが、人口に占める障がい者の割合は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くと思われる

障がい者の増加に伴い、障がい福祉サービスの利用者数も増加し、扶助費などの経常的経費の増加が見込まれるため、**限られた財源では、社会情勢やニーズの変化を踏まえたより効果的な障がい者福祉施策体系にしていく必要がある**

障がい児・者等実態調査においては、施策が充実してきたという意見がある一方で、障がいのある本人や家族の高齢化が進む中、「親亡き後の生活への不安」や「障がいの重度化」「障がい者(及び介護者)の高齢化」に対する不安が聞かれた

障がいのある本人も、その家族も、安心していきいきと生活していくためには、**将来自立して生活できる環境を整備することが重要**であり、生涯における各段階に応じたこまやかな支援を充実させ、**地域全体で支える仕組みを構築**する必要がある



「人口急減・超高齢社会」といった、深刻な社会情勢の変化が予想される中、**高齢障がい者及び「親亡き後」の地域での生活を見据えた総合的な支援など、『障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり』を目指す**

基本目標1:地域で安心して生活するための支援の充実

【現状と課題】

- 相談支援体制の機能的な整理が必要
- 保健・医療などに関する相談内容の多様化、複雑化
- 医療的ケアの提供できる事業所の不足
- 移動支援の充実に対する高いニーズの存在
- グループホームの整備促進が必要
- 市重度心身障がい者福祉手当のあり方の検討
- 発達障がい者や強度行動障がい者に対応できる人材や事業所の不足
- 難病患者への障がい福祉サービス利用の周知
- 災害対策の取組みが必要
- 人材の確保、研修受講機会の確保

【施策の方向性】

- 地域での生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、**身近な場所で相談支援を受けることのできる体制の強化**
- 重度の障がいがある人に対する障がい福祉サービスの充実**
- 緊急時の受け入れ・対応、地域の支援体制づくりなど、総合的な支援の検討**
- 社会情勢やニーズの変化に合わせた施策への再構築

【施策】

- (1-1) 相談支援
- (1-2) 在宅サービスの推進
- (1-3) 移動・外出支援
- (1-4) 施設サービス等の推進
- (1-5) 生活用具等の給付
- (1-6) 年金・手当等
- (1-7) 住宅支援
- (1-8) 保健・医療・リハビリテーション
- (1-9) 発達障がい児・者への支援
- (1-10) 難病に関する施策の推進
- (1-11) 災害対策の推進
- (1-12) 事業所におけるサービスの質の向上
- (1-13) 人材の育成・研修
- (1-14) 「親亡き後」の支援

基本目標2:就労支援・社会参加支援の充実

【現状と課題】

- 就労支援事業所のノウハウ不足
- 商品力や販売力の向上及び、工賃の向上
- 公共交通機関助成の制度の複雑性及び地域格差の是正
- 社会参加支援の促進
- コミュニケーション支援の充実

【施策の方向性】

- 民間の就労支援事業者、就労支援センター等と連携し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業とのマッチングを支援**
- 合理的配慮の観点に基づく、意思疎通支援施策の充実
- 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興

【施策】

- (2-1) 就労支援
- (2-2) 福祉的就労の底上げ
- (2-3) 交通支援
- (2-4) 意思疎通支援
- (2-5) 障がい者に配慮したまちづくりの推進
- (2-6) スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進

基本目標3:障がいに対する理解の促進

【現状と課題】

- 啓発イベントへの参加者の固定化の解消
- 広報媒体の充実、相談窓口における的確な情報提供の推進

【施策の方向性】

- 障がいへの理解を深める施策の推進
- 障がい特性に配慮した情報の提供や情報利用のための手段の拡大

【施策】

- (3-1) 啓発・交流の推進
- (3-2) 広報・情報提供の充実

基本目標4:権利擁護の推進

【現状と課題】

- 自分で問題を解決することが困難な人に対する支援体制の整備が必要

【施策の方向性】

- 自らが選択・決定するための支援体制の整備
- 虐待防止に関する施策の推進

【施策】

- (4-1) 権利擁護・虐待防止

基本目標5:差別解消のための施策の推進

【現状と課題】

- 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
- 差別禁止条例制定の要望

【施策の方向性】

- 障害者差別解消法の施行に向けた取り組みを推進し、条例を含めた差別解消の方策を検討**

【施策】

- (5-1) 障害者差別解消法施行に伴う対応

基本目標6:障がいのある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- 新規受診の増加への対応
- 幼稚園等在籍者への療育・支援体制の充実
- 発達障がい児への相談支援体制

【施策の方向性】

- 一人ひとりの自立を目指した支援体制の充実
- 急増する発達障がい児への支援体制の充実**

【施策】

- (6-1) 早期発見・早期支援
- (6-2) 療育・支援体制の充実強化
- (6-3) 発達障がい児の支援